

【総合マネジメント体制強化加算】

- ① 定期巡回事業所が定期訪問サービス・随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものである。
- ② 次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
 - イ 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。
 - ロ 定期巡回随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】

- ① 全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者に対して従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね月2回)に開催すること
- ③ 事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的の実施すること

上記の基準をいずれも満たし、且つ次のいずれかに適合すること

- (1) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること
- (2) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること

【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)】

以下の基準のいずれにも適合すること。

- (1) ①～③の基準のいずれにも適合すること
- (2) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上または介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること

【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)】

(1) ①～③の基準のいずれにも適合すること

(2) 以下のいずれかに適合すること

- ・当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上または介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること
- ・定期巡回事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること
- ・定期巡回事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること